

第85回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和6年5月20日(月) 16:02~18:00

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

相田 仁 座長、関口 博正 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 暢史 構成員、西村真由美構成員
(以上7名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社	田中 康之	相互接続推進部	部長
西日本電信電話株式会社	奥田 慎治	設備本部	相互接続推進部長
	藤本 誠	経営企画部	営業企画部門長
KDDI株式会社	橋本 雅人	相互接続部	部長
	田淵 翔	相互接続部	接続制度グループ グループリーダー
	山本 雄次	渉外・広報本部	渉外統括部長 シニアディレクター
ソフトバンク株式会社	伊藤 健一郎	渉外本部	通信サービス統括部 相互接続部 部長
	小林 一文	渉外本部	通信サービス統括部 相互接続部 アクセス相互接続課 課長
	斉藤 光成	渉外本部	通信サービス統括部 課長
	大平 泰生	渉外本部	通信サービス統括部 約款・サービス部 部長
	秦 英夫	テクノロジーユニット統括プロダクト技術本部	キャリアプロダクト事業統括部 国際ローミング部 部長
	早坂 樹	テクノロジーユニット統括プロダクト技術本部	エビキタスネットワーク企画統括部

衛星企画部 衛星推進課 課長

若菜 聡 テクノロジーユニット統括プロダクト技術本部
ユビキタスネットワーク企画統括部
衛星企画部 衛星推進課 (担当)

一般社団法人テレコムサービス協会

中野 一弘 MVNO委員会 運営分科会主査
三宅 義弘 MVNO委員会運営分科会副主査

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

小畑 至弘 常任理事
木村 孝 事務局

一般社団法人I P o E 協議会

石田 慶樹 理事長
松本 心平 氏

株式会社NTTドコモ 大橋 一登 料金企画室長
東原 弘 接続推進室長

(3) ヒアリング事業者

楽天モバイル株式会社 小田 祐己 渉外本部 政策渉外室長
スカパーJ S A T株式会社

太田 善久 経営企画部長代行

J S A T M O B I L E C o m m u n i c a t i o n s 株式会社

山田 敏寛 業務グループ
グループマネージャー

スターリンクジャパン合同会社

内田 信行 カントリーマネージャー

(4) 総務省

今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、
飯村事業政策課長、渋谷総務課長、井上料金サービス課長、
竹内料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、
柴田料金サービス課長補佐

■議事概要

- モバイル接続料の検証に関するヒアリング
 - ・ 事務局並びに株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会事務局より、それぞれ資料85-1から資料85-5までについて説明が行われた。その後、質疑が行われた。
- 外国政府等との協定等に関するヒアリング
 - ・ 事務局並びに株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、スカパーJSAT株式会社、JSATモバイルコミュニケーションズ株式会社及びスターリンクジャパン合同会社より、それぞれ資料85-6から資料85-11までについて説明が行われた。その後、質疑が行われた。
- 加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果に関する論点整理
 - ・ 事務局より資料85-12について説明が行われた後、質疑が行われた。
- トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性（案）について
 - ・ 事務局より資料85-13について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

○ モバイル接続料の検証に関するヒアリング

【相田座長】 それでは、ただいまから接続料の算定等に関する研究会第85回の会合を開催いたします。

本日、構成員はオンライン会議にて、7名全員の出席となっております。

それでは、議事を開始いたします。

まず議題（1）は、モバイル接続料の検証に関するヒアリングです。本件は、前回、事務局より、モバイル接続料について、さらなる適正性を確保するための論点について説明いただいたところです。今回はMNO3社及び一般社団法人テレコムサービス協会のMVNO委員会から各論点についてヒアリングを行い、意見交換を行いたいと思います。ヒアリングの前に、事務局から追加の資料があるとのことですので、まず事務局から説明をお願いいたします。

（事務局より資料85-1に基づき説明）

【相田座長】 ありがとうございます。

それでは、ヒアリングに移りたいと思います。まずは株式会社NTTドコモから御説明をお願いいたします。

【NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。それでは、資料85-2に基づき

まして、当社の説明をさせていただきます。

本日は、1ページに記載しております論点について御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。まず、5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いでございます。当社は、左に掲げておりますようなネットワーク構成の下で、音声接続料、データ接続料を計算しております。結果として、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）は一体として算定をしております。

4ページでございます。5G（SA方式）の利用及び提供状況でございます。利用者から見ますと、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）は、ユーザー体感に大きな差異はなく、サービスの連続性があるものと考えております。また、十分なエリア整備などにも至っていないという状況でございます。現段階において5G（SA方式）を取り出して算定するような状況にはないと考えております。

5ページを御覧ください。こちらは参考になりますが、MVNOに対しては、これまでの本研究会でも御説明しておりますとおり、L3接続相当は機能開放しており、L2接続相当につきましても事業者間協議を継続しております。

6ページでございます。こちらは4Gと5Gの一体接続料についての、本研究会での過去の整理でございます。

7ページでございます。5G（SA方式）に係る費用及び需要について分けたものを試算しておりますので、お示ししております。まず、費用につきましては、5G（SA方式）に係る費用は一定程度存在しております。また、需要については御覧の結果となっております。

8ページ、まとめでございます。今申し上げましたとおり、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）はサービスの連続性がある点、当社においては一体として算定しているという状況、及び、5G（SA方式）を単独で設定した場合には、その水準が高額になるリスクがあるため導入当初の利用を容易にするという観点も踏まえ、5G（SA方式）につきましては4G・5G（NSA方式）と一体として算定することが良いと考えています。

続きまして、10ページでございます。予測接続料における予測と実績の乖離等についてです。まず、予測と実績の比較、また予測と予測の比較について御説明いたします。

予測と実績の比較でございますが、当社においては事業計画に基づく見込み値を用いて計算しておりますので、予測と実績の差異は非常に小さいと考えております。

12ページでございます。予測と予測の比較についても同様の状況であると考えておりません。

13ページでございます。MVNOへの情報開示でございます。こちらに記載しているブルーの項目がMVNOに情報開示をしているもので、今年度は新たに2つの取組を行っています。

まず1つ目は、タイムリーな情報提供です。予測と実績の差異の理由について、これまでは年度が明けたタイミングで情報提供しておりましたが、速やかに情報提供するように変更しました。また、2つ目は、値上げとなるような項目につきまして、値上げとなる理由を新たに開示することとしました。MVNOにとって必要な情報の提供に向けて、引き続き真摯に取り組んでまいりたいと考えています。

17ページでございます。こちらは、需要の適正性確保についてです。当社のMVNOとの接続においては、一番左に掲げているとおり、同一拠点での接続であっても複数の装置において冗長構成を取ることを基本としております。この際の冗長分につきましては契約帯域には含めず、稼働帯域分のみを負担で御利用いただけることにしております。また、複数の拠点それぞれにおいて冗長構成を取る場合、東京と大阪それぞれで冗長構成を取る場合も同様でございます。真ん中の図の場合、10Gbpsの帯域2本分の御負担で御利用いただけるということでございます。また、一番右に掲げているような構成も、MVNOからの要望等に基づきまして実施することが可能です。

以降のページでは、各論点についての当社の意見を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

当社からの説明は以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、KDDI株式会社から御説明をお願いいたします。

【KDDI】 KDDIの橋本です。よろしくお願いいたします。それでは、資料85-3に沿って御説明させていただきます。

1ページ目の、データ接続料の算定における5G（SA方式）の費用及び需要の扱いについてです。構成員限りとさせていただいておりますが、基本的に5G（SA方式）については、現在MVNOは利用しておりませんので、その部分については接続料の対象から除外して、4G・5G（NSA方式）のデータ接続料のみを設定しております。

2ページ目の音声接続料について、5G（SA方式）、すなわちVoNRの開始までの間

は、音声接続事業者は5G（SA方式）の設備は利用しませんので、データ接続料と同様に、その設備については接続料の対象から除外して算定しております。

3ページについては参考までに構成員限りとさせていただいておりますが、4G・5G（NSA方式）のみのデータ接続料の原価及び利潤の合計、さらに、需要の予測値の推移を示しております。

4ページ目、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定するかどうかという点につきまして、現状弊社が行っているように4G・5G（NSA方式）のみを接続料算定する方法と、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定する方法のいずれの方法も、一定の合理性があると弊社としては考えております。左下の枠にあるとおり、費用の大宗を占める基地局については、5G（NSA方式）、5G（SA方式）問わず共同的に運用されており、また、4Gと5Gの一体算定が認められたときと同じように、5G（SA方式）が、まずは4G・5G（NSA方式）を発展させた大容量・超高速から開始され、当面は同質のサービスと考えられますので、一体として算定する方法も一定の合理性があると考えております。弊社が現在行っているとおり、4G・5G（NSA方式）のみで算定する方法も、実際MVNOさんが5G（SA方式）の設備を利用していないので、それを除外して算定することは合理性があると考えており、ここは最後、決めの問題ではないかと考えております。

ただ、弊社では今、個別に算定をしておりますので、それを一体に算定した場合にどうなるのかという試算については、少し検討の時間等が必要になります。その時間的猶予だけいただければ、試算等についても可能だと考えております。

5ページは参考で、4Gと5Gを一体算定するとしたときの考え方になりますので、説明については割愛いたします。

6ページ以降が予測接続料との差異で、まず予測値と予測値の差異について、左が前回と前々回予測の差異、右側が今回と前回の予測の差異で、ご覧いただいておりますとおり、今回と前回の予測の差異は、ほぼないという状況です。乖離は大分なくなってきたという点で、少し精度が上がっていると考えております。

7ページ目、今度は予測と実績の差異です。こちらについては少しまだ差異が発生しておりますが、基本的に予測値は、実績からつくることになりまして、予測値と実績値で差異が出ていることも含めて次の予測を立てていきますので、今後は、この差異は縮小していくのかなと考えております。引き続き精緻化について努めさせていただきます。

8 ページ目、MVNOへの情報提供について、MVNOからの問合せに対して、情報開示告示に基づいて開示が必要な情報については開示しております。実際の開示文書については構成員限りで、例示しております。今後も、MVNO様の御要望を踏まえて、情報開示についてはしっかりと対応していくことを考えております。

9 ページ目、MVNOさんが冗長を確保する場合の取扱いについて、まず同一拠点間の冗長構成の場合、左側の図になりますが、この場合スタンバイとなっている帯域については、非課金で対応しております。こうした構成をMVNOさんが希望される場合に、スタンバイに係る帯域については、非課金になるということは弊社から情報提供させていただいており、MVNOさんから非課金にしてほしいという要望をいただかなくても対応している状況でございます。

一方で、右側の拠点間の冗長については、例えば東京の中でアクトとスタンバイを確保する場合、先ほどと同じような考え方で、冗長側は非課金とさせていただいておりますし、同様に大阪のほうでもアクトとスタンバイを確保する場合のスタンバイ側については非課金とさせていただいております。しかし、例えば東京で災害があったときに、東京側の需要を全部大阪に回して、例えば大阪10Gbpsで契約している場合に、東京で災害があったときだけ大阪の帯域を20Gbpsに増やせるかと言われると、そこまでは弊社としては現状対応できていない状況でございます。この辺は設備構成、設備の仕様や設定に依存する部分もありますので、MVNOさんから具体的な御要望があれば、内容を確認した上で協議させていただく考えでございます。

次のページ以降については、各論点に関する回答を一問一答で記載しておりますので、御参照いただければと思います。

資料の説明は以上となります。ありがとうございました。

【相田座長】 ありがとうございました。

では続きまして、ソフトバンク株式会社から御説明をお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンク、伊藤です。よろしくお願いたします。では、資料85-4に沿って説明させていただきます。

3 ページ目、5G（SA方式）に係る現行の費用と需要の扱いに関してです。現行は、MVNOさんは5G（SA方式）をL2接続の構成で御利用していないことから、その利用実態との整合性を確保する観点で、音声接続料、データ接続料ともに、接続料原価及び需要から、5G（SA方式）に直課されるものは除外していますし、共通設備に関しては

配賦の比率を使って除外して算定しております。

続いて、4ページの今後の検証につきまして、5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定する場合の試算は可能かという点について、当社は、今年2月に2024年度から2026年度までの3年間の予測接続料を届出した時に、総務省に一体で算定した場合の接続料も任意で御提示済みでありますので、そちらを確認いただければと思いますが、また別の算定条件で提出するのは、作業負荷が結構かかるため、既存の提出済みのもので対応させていただければと思っております。

5ページ目、今後のデータ接続料算定における当社の考えについて、5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定することが適当かという点です。将来的に5G（SA方式）のL2接続相当の機能開放がほぼ見えているという状況も踏まえ、5G（SA方式）における大容量サービスについては、既存の5G（NSA方式）のスマホ利用等で用いられる現行のサービスの延長線上と位置付けられることから、一体算定することに関しては一定の合理性があると考えております。また、一体算定とすれば、移行が進んだ場合も平準的な料金が設定できるので、MVNOさんへの影響も軽微となると想定しております。

3点目です。一体とした場合の具体的な適用開始時期について、今現在、2024年度及び2025年度の2年間の適用接続料は、今年2月に届出をした予測接続料を上限として、それ以上の料金は御請求しないという建付けになっていること、また、機能開放時期が2026年度以降になることが想定されることも踏まえると、2026年度適用接続料からとすることが適当ではないかと考えております。

最後に、「大容量」以外の5G（SA方式）独自のサービス、例えば多接続や低遅延サービスの接続料の在り方につきましては、当該サービスの提供状況や実現方法を踏まえた上で、改めて検討すべきと考えております。

6ページ目以降は、その他の論点に関する当社の考えをまとめたもので、一問一答形式になっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。1点、10ページ目の一番上の四角をご覧ください。昨年度MVNOさんに御要望いただいた、例えば大規模災害時等に東京・大阪2拠点間で冗長を構築することについて、その利用の可否をMNOからMVNOに対し情報提供することが適当ではないかという論点です。基本的にMVNOさんが要望されている、大規模災害時等に、例えば東京・大阪といった2拠点間で冗長を組むという構成に関しては利用可能な状態であります。仮に1拠点、例えば東京が障害で落

ちて、大阪1拠点の片肺の運用になったとしても、もともと2拠点で確保されていた帯域を、追加料金を請求することなく1拠点で引き続き提供することが可能になっております。この辺りは既にMVNOさんにお知らせしている仕様を含めて、分かりづらい点もありましたので、詳細な仕様を含めて情報の提供を実施すべく、引き続きコミュニケーションを取らせていただきたいと思います。

当初からの説明は以上になります。

【相田座長】 ありがとうございました。

続きまして、一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会から御説明をお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会MVNO委員会の中野です。本日は御説明の機会をいただきましてありがとうございます。資料85-5に沿って御説明させていただきます。

1ページ目をお願いします。接続料の算定に関する論点として、5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いについてです。接続料の算定に当たっては、恣意的な費用計上・配賦や需要の算定がなされないよう、適切かつ共通的な考え方をを用いることが適正性確保の観点から重要であると考えます。接続料における5G（SA方式）に係る費用及び需要の取扱いは、MVNOの経営に大きな影響を及ぼす可能性もあるため、4G・5G（NSA方式）と一体の接続料として算定する場合と、4G・5G（NSA方式）のみの接続料として算定する場合のそれぞれの影響度合いを試算の上、検証いただくことを要望いたします。

続いて2ページ目をお願いします。こちらは予測値の算定方法精緻化に向けた論点としまして、MVNOへの情報開示についてです。MVNO個社に対して開示されている情報でありますので、当委員会にて内容を把握できておりませんが、現状においても一部のMVNOから、総務省告示に示されている具体的な算定方法が示されず、または示された場合であっても、後年度の傾向が分からないため情報として不十分、後年度の費用や需要等の傾向が分かるような情報が必要との声があり、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保には至っていない状況と認識しております。

また、本研究会第七次報告書において、積極的な情報開示に努めることが適当とされた予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異については、一部のMNOからは当該情報の開示がなされている状況ではございますが、「MNOごとに開示情報の具体性に差が

存在する」、「後年度の予測値にも影響を及ぼすものか判断できない」との声があることから、MNO各社の開示情報の同等性確保、開示情報のさらなる充実が望まれます。

続いて3ページ目をお願いします。こちらは原価の適正性の確保に向けた論点となりまして、音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関する考え方の見直しについてです。今般の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦の考え方の見直しについては、MNO各社の算定方法の共通化につながり、接続料の適正性の向上に資するものと認識しております。一方で、算定方法の見直しによるデータ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定されることから、今後、MNO各社が算定する接続料に対しては、費用配賦の見直し後の考え方を踏まえ、その適正性や妥当性について詳細に検証していただくことを要望いたします。

続いて、4ページ目です。こちらは需要の適正性の確保に向けた論点としまして、MVNOにおける冗長設備の利用可能性についてです。

(1) 平時におけるMVNOの冗長設備の利用可能性について、本研究会第六次報告書では、MNOの設備運用方針等により、一定の冗長系の設備を需要から除いていることが明らかになった一方で、MVNOも接続料により冗長設備の費用を負担していることから、冗長設備の利用に関するMNOとMVNOのイコールフットィングの確保が重要であると考えます。こちら左下の図に示させていただきましたとおり、平時においてMVNOはPOIの契約帯域以上のトラフィックを流すことができない一方で、右の図で示しておりますとおり、MNOが、トラフィック急増等が生じた際に、仮に冗長設備に係る帯域を利用している場合は、MNOとMVNO間の冗長設備に関する利用の同等性が確保されていないものと考えていることから、MNOによる平時の冗長設備の利用有無について検証いただくことが望ましいと考えます。検証に際しては、MNOのトラフィックはMVNOの契約帯域とMVNOのトラフィックを除いたものとして、平均化等していない、可能な限り短い時間単位で、瞬間的にも超えていないか、そういったところを確認していただくことが有効な検証になると考えております。

続いて、5ページ目です。(2) 大規模災害発生時等におけるMVNOの冗長設備の利用可能性について、MVNOが冗長設備の費用を負担している中、MVNOがPOIを拠点間で冗長する際には、基本的に冗長系に係る接続料の支払いが必要になるものと認識していたところ、仮に接続料の支払いが不要になるといった場合については、MVNOに対して積極的に情報提供いただくことが必要と考えます。MNOとMVNO間での冗長構成に

ついでの方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等について重点的に検証いただくことを要望いたします。

MVNO委員会からの説明は以上となります。ありがとうございました。

【相田座長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの論点に関しまして、事務局及び各社からの説明につきまして、御質問あるいは御意見のございます構成員の方は、挙手いただければ私のほうから順に指名させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構でございます。いかがでございましょうか。

それでは、酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 以前にも私から何度か質問した冗長性について、MNOのネットワークの中での冗長性はMNOが独自に考えていて、それについては当然MVNOも接続料の中の原価として負担されていると思いますし、MNOも非常時にはMVNOのトラヒックも流すのだらうと思いますが、確かに、資料85-5の4ページに記載のとおり、平常時におけるMVNOの冗長設備の利用可能性について、MNOが平常時にも自社のトラヒックを冗長設備に流しているのか、流していないかという話は、また少し難しい問題かと思われました。

それからもう一つ、POIの冗長性について、同一拠点内の冗長構成を基本としつつ、拠点間で冗長構成を取ること可能という話がありましたが、2通りの冗長構成で考えられているのでそれで構わないのだらうと思いますが、本当に災害があった時には、同一拠点内で2回線用意してあっても、結構な割合で両方とも一遍に障害が発生するのではないかという気もいたします。ただ、この辺りはMNOとMVNOの間で合意して冗長構成を取るといってお話だったので、少し私が考えたのと違って、問題ないのだらうというふうに理解いたしました。

単なるコメントですが、以上です。

【相田座長】 ありがとうございました。コメントということでしたが、事務局あるいはMNO等のほうから、ただいまの酒井先生の御発言についてコメント等ございますでしょうか。

【NTTドコモ】 ドコモの大橋でございます。酒井先生のコメントについて、我々の考えを伝えさせていただきます。まず非常時に備えたMNOのネットワークの中の冗長性について、平常時に当該設備含めてトラヒックが流れるのかという点であります。平常時

のピークトラフィックについては、基本的に冗長系を除いた形でキャパシティーを設定しておりますので、よほどの激甚災害によるバーストなどが無い限りにおいては、基本的にこの冗長部分は使われることはないという認識でおります。また、この冗長分も含めた需要の適正性についても、総務省において検証され、問題ないという見解が出ているという認識でおります。以上が1点目のご指摘についてです。

また、冗長構成の取り方についてです。単一の拠点において稼働系と予備系とそれぞれ冗長構成を取り、かつ東京と大阪などの拠点の冗長も取るというのが基本の構成であります。しかしながら、そのような激甚災害などで、例えば大阪のビル全体が駄目になってしまうようなケースを想定するのか、という点が論点になるかと思っております。基本的に、どちらかの装置が駄目になったといった場合には、予備系の冗長装置が稼働しますので、契約帯域は問題なく使えます。しかしながら、そのような激甚災害時に拠点自体が駄目になってしまう場合において、駄目になった拠点の装置の帯域も含めて、これまでどおり疎通できるようなネットワークの性能を維持するかどうかは、MVNOの設備構築のポリシーによるものであると考えております。激甚災害も含めて、そのような対応を取るかどうかは会社の経営判断によるものではないかと考えております。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。MVNOからトラフィックの把握はできるだけ短時間単位でという御発言ございましたが、この点、NTTドコモのほうではどの程度の時間間隔で扱っていらっしゃるのでしょうか。

【NTTドコモ】 検証をどのような単位でやるかという点については、当社は1時間単位等の区分で行うことが可能となっております。

【相田座長】 ありがとうございます。

ほかに酒井先生の御発言に関しましてコメント等ございます方はおいでになりますでしょうか。それでは、ほかに御発言の御希望ございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、佐藤先生、お願いいたします。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。佐藤です。説明いただいた中での確認ですが、KDDIの資料7ページについて、予測値と実績値を一致させることも大事ですが、最終的には実績値が実績値に非常に近いことが求められていると思います。そこで、33%という大きな差異が出ている点について、今後改善しますという説明がありましたが、資料を

見ると需要の数字の改善により接続料の乖離率が改善する見込みであると読み取れるのですが、33%の差異は、主に需要の予測が要因であり、需要の予測について調整したため今後改善する、という理解でよろしいのでしょうか。今後も精緻化に努めるということでしたが、何か具体的に今後の対応を考えておられますか。また、今のストーリーを6ページで読み取ると、2022年度の実績値が当たっていなかったのは、前々回の水色の線が非常に高く、その分外れていたが、予測値を見直して、下のグレーの線に下げたことで、今回と前回の予想が一致してきたので、これで問題はかなり解消されているということだとも理解できますがその理解で合っているのか確認をしておきたいと思います。

また、もう一点、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として接続料算定するかどうかについて、ドコモが現段階では一体が妥当という説明をされましたが、どのようなことが変わると一体でない方法についての議論が必要となるのでしょうか。KDDIも同じく当面は一体という説明をされたと思うので、そうすると何が変わることで一体でない方法についての議論が起り得るのか、確認したいと思います。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。

それでは、まずKDDI、2点お願いできますでしょうか。

【KDDI】 では、まず予測の差異について御回答いたします。

佐藤先生の御認識のとおり、今回の予測と実績の差異につきましては、需要の差異が一つ大きな要因となっております。この点、次回の予測の算定時には、出てきた実績を基に需要の予測を立てるため、前に予測したものと今回の実績は確かに乖離していますが、そのずれた実績が出てきた状態から予測をしていくこととなりますので、今後立てていく予測については、その乖離を埋められるだろうと考えております。

以上で答えになっておりますでしょうか。

【佐藤構成員】 おそらくそういうことだろう思っておりましたが、やはり今後も、かなり改善が見込めなければ、算定の仕方や数字の取り方について、継続的に改善していくことが必要だと思いますので、改善に向けた努力を継続していただきたいと思います。

【KDDI】 分かりました。

【相田座長】 続きまして、5G（SA方式）の接続料についてはいかがでしょうか。

【KDDI】 当面は一体算定とした場合に、ではどういったことがあればまた見直し得るのかという点について、現状5G（SA方式）のサービスは、5G（NSA方式）の

大容量・超高速といったサービスと同質のサービスからスタートしておりますが、ソフトバンクさんの資料でもありましたとおり、例えば個別の5G（SA方式）ならではのサービスのようなものができてきたときに、その接続料が4G・5G（NSA方式）と同じで良いかどうかという点は少し議論が出てくるかと思っております。現状まだそういったサービスがないので、当面は一体でもいいと考えていますが、そういった独自のものが出来たときにどうするかという点は、一つ検討があるかと考えております。

以上です。

【相田座長】 それでは、ただいまの5G（SA方式）の接続料に関して、ドコモはいかがでしょうか。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。基本的には今、KDDIが御説明されたことと同様です。当社は、資料85-2の4ページのとおり、エリア整備やスライシングなどの5G（SA方式）ならではのサービス提供については、現時点ではまだこれからだという状況でございます。加えて申し上げますと、現時点では、5G（SA方式）は、4G・5G（NSA方式）とほぼ同じような形で使われているという点もありますので、今後5G（SA方式）が独自の進化を遂げて、同様に取り扱うことがむしろ支障になるような状況が生じるのであれば、別算定とすることが望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。佐藤先生、よろしいでしょうか。

【佐藤構成員】 少し分かってきました。全体的に5G（SA方式）がどうこうというよりは、5G（SA方式）が実現して、ネットワークの仮想化や様々なものが実現できることでサービスの品質が、4G・5G（NSA方式）のサービスと差別化されるようなことになれば、それに見合った接続料が実現できるのではないかと、そのようなことを少し考えたところです。ありがとうございます。

○ 外国政府等との協定等に関するヒアリング

【相田座長】 それでは、次の議題に進みたいと思います。

議題の（2）は、外国政府等との協定等に関するヒアリングです。本件は、前回、事務局から電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定の認可に関する論点について御説明いただいたところです。今回は、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、スカパーJ SAT株式会社及びJ SAT MO

B I L E C o m m u n i c a t i o n s 株式会社並びにスターリンクジャパン合同会社から各論点についてヒアリングを行い、意見交換を行いたいと思います。

それでは、この件につきましては、まず株式会社NTTドコモから御説明をお願いいたします。

【NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。それでは、資料85-6に基づきまして、当社の説明をさせていただきます。

1 ページでございます。まず、データ役務を協定等の認可対象に追加することについてです。スマートフォンの普及や利用状況を踏まえますと、データ役務を認可対象に加えることについては、一定の合理性があると考えております。その際、当社においては、右の図の点線で囲ったサービスが認可対象に含まれるものと認識しております。この中でも特にクラウドSIMのイネーブラーなどが提供するレンタルWi-Fiのサービスも国際ローミングを行っているため、認可対象になるものと認識をしております。

2 ページでございます。我々の推測になりますが、クラウドSIMの国際ローミングの提供形態についてお示しをしております。携帯電話の国際ローミングにおいては、左の図のとおり、海外の事業者と協定を締結いたしまして、渡航時に当該国のネットワークに入った段階でローミング通信が行われるような仕組みになっております。一方でクラウドSIMについては、右の図のとおり、同様に国際ローミングによって相手国のネットワークに入った段階で、そのオペレーターのローカルのSIMのプロファイルをダウンロードし、それ以降は現地の通信として行われるという点が違いとなっております。国際ローミングによってこれらが実現されていると認識をしております。クラウドSIMは海外旅行に行く際にレンタルWi-Fiという形で多く利用されていると認識をしております。

3 ページでございます。利用の実態について、こちらは海外渡航時に最も多く利用した通信手段というアンケート調査でございます。当社のdポイントクラブ会員に対して行ったものですので、携帯電話を持ち出す海外ローミングのニーズがやや強めに出ていると考えますが、それでも3割程度の方がレンタルWi-Fiを使って現地において通信をされており、利用者への影響が一定程度大きいものと考えております。

4 ページでございます。最後になりますが、変更契約を事後報告とすることについてです。基本的には賛同と考えております。その理由として、左に昨年度当社が行いました変更契約の認可申請の実績をお示ししておりますが、過去5年間、精算料金の改定が利用者料金の値上げにつながった事例はなく、基本的には利用者料金の値上げに直ちにつながる

ものではないということを踏まえると、認可申請の対象とせずに事後報告のみとすることについては合理性があり、賛同するものと考えております。

当社からの説明は以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。

では続きまして、KDD I 株式会社から御説明をお願いいたします。

【KDD I】 KDD I の山本です。それでは、御説明させていただきます。

1 ページ目です。まず、認可対象の見直しでございます。データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象に追加することが必要かという問いでございます。こちらにつきましては、サービス動向を踏まえ、規制緩和に主眼を置いた認可対象の見直しは必要であり、認可対象の追加については慎重であるべきというスタンスでございます。左側の絵ですが、2004年度に比べますと、国際電話の利用状況は大幅に少なくなってきております。右側は構成員限りとさせていただいておりますが、データの利用は確かに比率として上昇傾向で、一方、音声の利用はかなり下がっており、こういった実態を踏まえて規制の緩和を考えていただければと思います。

続きまして、2 ページを御覧ください。こちらは利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定に、認可対象を限定することについてどう考えるかというお題でございます。こちらは、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務に限定することには賛同いたします。特に、個別のサービスの特性を踏まえて、規律による担保が必要なサービスに限るべきであるということと、さらには一定以上の契約者数がある場合に限るべきと考えております。この中央の細かく様々書いているところでございますが、国際電話が認可を要する理由はしっかりと示されておまして、事前規制によって、国際計算料金の高止まり防止及び公正競争を阻害する計算料金支払いの回避防止を担保することが書かれております。一方、右側のところでございますが、認可対象の考え方について、特に国際ローミングその他の音声サービスについては、認可を要する理由が今明確にされていない状況ですので、サービスの特性を踏まえて、認可を要する理由を明確にさせていただきたいと考えております。

続きまして、3 ページ目を御覧ください。こちらは事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定などの変更については事後報告のみとすることについてどう考えるかというお題でございます。料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、事後報告のみとすることに賛同でございます。国際ローミングに関する協定の変更というのは、国の政策

による付加価値税の税率の変更や通貨の変更など、事業者間の交渉ではなかなかコントロールできないものが多いという実態もございます。一方、右側の国際ローミングに関する協定の交渉は、おおむね相互利用によるウィン・ウィンの関係が前提でございまして、事前規制は交渉の柔軟性に影響を及ぼす、機会損失につながる可能性があります。よって、できるだけこれは事後報告のみとしていただければと思います。

その他、4ページ目です。認可対象を変更する場合には、必要に応じて認可に当たっての審査基準を見直すことが適当かどうかと、その他検討すべき点についてのお題でございます。まず、左下でございます。審査基準を見直すことについては賛同でございます。やはり事前規制の予見性を確保するためにも、サービスごとに、認可を要する理由、それから審査基準との適用関係を明確にさせていただきたいと考えております。

それから、スライドの右側でございますが、現在、報告規則等、事業者に求められる報告事項は多岐にわたっておりますので、報告すべき事項は必要最小限のものにしていただきたいと思いますと考えております。事後報告につきましては、年度末の状況を見て、前年度比で変化があった場合のみで良いのではないかと考えます。これは具体的には上の絵を見ていただければと思いますが、一定の期間の中で、期間を絞ったボリュームディスカウントのような、短期間に頻繁に料金が上下するようなアレンジメントも含まれることがございます。そのため、それぞれの上がり下がり報告するのではなくて、一定期間ごとの傾向を報告するといった形で簡素化していただければと思います。

弊社からのプレゼンは以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございました。

では続きまして、ソフトバンク株式会社から御説明をお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの大平と申します。では、資料85-8に基づきまして御説明いたします。

まず1ページ目を御覧ください。こちらは事業者間精算料金の変更に係る認可に関する論点になります。事業者間精算料金のみの変更を事後報告にすることについてどうかということですが、理由の1点目にも書いてありますように、税率の変更といった、相手事業者の意向が介在しないような変更もある点、また、2点目に書いておりますように、GSMAでは各事業者の標準料金を用意するというルールがありまして、そこから比べて不当に高いかどうかを確認しながら契約協議が行われるという点から、弊社としましては実態上の懸念は特にないと考えておりますので、事後報告にすることについては賛同いたしま

す。

続きまして、2ページ目を御覧ください。こちらは認可対象の見直しの論点です。今回はデータサービスを認可対象にしてはどうかという点が問われておりますが、現在、データサービスにつきましては事前手続不要でございますが、国際ローミング以外にも、通信モジュールを使ったI o Tサービスのようなものが、今の事前手続が必要ない状態から、必要な状況に変わりますと、対応スケジュールなどの点でビジネスへの影響が生じるケースもあると考えておりますので、事後報告のみにしていただきたいと考えてございます。

ただ、確認が必要だということであれば、事業法の40条では、重要な事項について事前の認可制とすると限定されておりますので、この認可の対象範囲につきましては、その必要性に鑑みて、最小限にさせていただきますとありがたいと考えております。

また、事前認可の運用が始まったときにも、この必要性については、今後の運用においても本当に必要かどうかという点は定期的に検証していただきまして、認可対象の縮小や届出または事後報告に移行することも検討していただけないかと思っておりますので、認可対象が見直しされた後も、今後の対応はお願いできればと考えております。

簡単ではございますが、弊社からの御説明は以上となります。

【相田座長】 ありがとうございました。

では続きまして、楽天モバイル株式会社から御説明をお願いいたします。

【楽天モバイル】 楽天モバイル、小田と申します。では、資料85-9に沿って御説明させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。弊社としては、事務局から事前に御提示あったこの4項目について、順に御説明させていただきます。

3ページ目をお願いいたします。まず、認可対象の見直しに係る論点1つ目として、データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象に追加することについて問いをいただいております。弊社としましては、データ役務等に関する協定等のうち、携帯電話の国際ローミングについては、先ほど各社からも言及ありましたが、G S M Aのルールに基づき事業者間で協定が締結されておまして、日本の事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定されるおそれはないと考えられることを踏まえまして、認可対象とする必要はないと考えてございます。

4ページ目をお願いいたします。2点目、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に認可対象を限定することに関しましては、認可対象

の範囲について、利用者の利益等に及ぼす影響を考慮して、現在の技術や市場動向を踏まえた議論や精査をいただいた上で、利用者保護の観点から真に必要なものに限定いただきたいと考えてございます。

5 ページ目をお願いいたします。次に、今度は料金の変更のみを内容とする協定等の変更の場合に関して、事後報告のみとするということに関しましては、1 つ目の論点とも関係いたしますが、同様に音声も含めて、G S M A のルールに基づき事業者間で協定が締結されておりますので、認可対象とする必要はないですし、事後報告のみで問題ないと考えてございます。

最後に、その他の点ということで、当社の考え方を述べさせていただきます。今回の見直しにおいて、認可対象を変更する場合や、認可に当たっての審査基準等を見直される場合には、契約類型ごとの認可対象の変更内容や審査基準の見直し内容等について、事前に周知及び公表をぜひお願いしたく考えてございます。

弊社からの発表は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

【相田座長】 ありがとうございました。

続きまして、スカパー J S A T 株式会社及び J S A T M O B I L E C o m m u n i c a t i o n s 株式会社から御説明をお願いいたします。

【スカパー J S A T】 スカパー J S A T の太田でございます。弊社からは、弊社のことを御存じない方もいらっしゃるかと思いますので、簡単に会社概要も含めて御説明申し上げます。

資料85-10の2 ページ目でございます。弊社の沿革となります。弊社は、放送事業者と衛星通信事業者が統合した会社となりますが、1998年に P e r f e c T V ! および J S K Y B が合併して S K Y P e r f e c T V ! となり、1993年に日本通信衛星、サテライトジャパンが合併して J S A T という会社が設立し、さらに1985年に宇宙通信が設立いたしました。2008年10月にこの3社が合併してスカパー J S A T となりました。

3 ページ目でございます。弊社の主な事業について、大きく分けてメディア事業と宇宙事業となります。メディア事業につきましては、皆さん御存じかもしれませんが、いわゆるスカパーということで、衛星を利用した放送配信事業、また、衛星ではないですが、地上回線を利用した F T T H 事業を最近やっております。また、宇宙事業につきましては主に衛星通信事業をやっております。昨今はスペースインテリジェンス事業も展開しております。また、両事業併せて、衛星、放送に関わらず、新規事業に取り組んでおります。

主なグループ会社を下に記載しておりますが、J S A T M O B I L E さんも弊社のグループ会社となりますので、後ほど御説明いただくようにしております。

5 ページ目でございます。こちらは衛星フリート図ですが、現在、弊社は17機の衛星を保有しております。「H o r i z o n s」と書いてある衛星が主に北米上空をカバーしておりまして、ほかの衛星につきましてはアジア太平洋地域を、日本も含めてカバーしております。

6 ページ目でございます。こちらが弊社の地上設備ということで、衛星を管制しているセンター局になります。主局は横浜にありまして、茨城及び山口にそれぞれバックアップ局として保有しております。

7 ページ目でございます。宇宙事業のこれまでの実績について、主には衛星回線サービスということで、テレビ局様、官公庁様及び社会インフラ企業様といったところに弊社の衛星回線を提供しております。また、国内の携帯事業者様の携帯のバックホール向けにも衛星回線を提供しております。さらに最近は、30年にわたる衛星の運用実績を活用しまして、官公庁様や、その他の通信事業者様から衛星の運用受託なども行っております。加えて、昨今は通信以外にも、衛星画像の販売ということで、衛星画像を、通信のみならず、解析も含め提供しております。

10 ページ目でございます。こちらが今取り組んでいる主な新規事業ですが、4つあります。1つ目は大容量化ということで、今までの通信衛星ではなくて、HTS、ハイスループットサテライトと言われる大容量の衛星を保有し、大容量通信を実現していることです。また、需要の変化への対応力強化と書いてありますが、SDS衛星と呼ばれるソフトウェア・デファインド・サテライトということで、柔軟に通信ができるような衛星も保有しております。また、NTNによる5G、6Gの対応ということで、こちらは今後の取組になりますが、HAPS、LEO、光通信にも注力していく予定でございます。加えて、先ほども少し御案内しました衛星データを活用した情報サービスの拡大ということで、衛星画像も含めて、安全保障、防災、SSA、この辺にも注力しております。

12 ページ目、検討項目に対する弊社の意見について、データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定についても認可対象となるということにつきましては、弊社からは反対することはございません。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものにまず限定すべきと考えておりまして、その限定方法としては、例えば、契約者数100万以上といった指標で限定していただければと考えています。

また、外国衛星通信事業者より衛星回線をIRU契約で調達して、電気通信回線設備として設置する場合、当該IRU契約で合理的な使用料金の設定がされていること等を事業政策課のほうに御確認いただくことになっておりますので、これらの手続と二重にならないようにしていただければ良いかと考えております。

弊社からは以上となりますが、続きまして、JSAT MOBILEさんから御説明させていただきます。

【JSAT MOBILE Communications】引き続き、JSAT MOBILEの山田から御説明させていただきたいと思っております。

JSATの子会社である当社では、インマルサットサービスの提供をさせていただいております。静止衛星、インマルサットになりますが、移動体向けの衛星通信サービスとして、地上回線へのアクセスが困難な遠方の船舶や航空機向けの御利用をいただいております。利用できる通信サービスは、古くは電話サービスから始まっております、FAXやISDNに拡充されまして、近年はIPデータ通信に特化したものが主流になりつつあるという状況になっております。また、ほかに、ブイなどに用いられるIoT向けの計測データサービスですとか、衛星携帯電話といったものをラインナップしてございます。

次のページに行きまして、弊社の考え方を挙げさせていただいておりますが、まず検討項目1の、データ通信を認可対象にすることについての当社の考えですが、昨今の通信事業の動向に鑑みますと、やむを得ないのかなと考えております。しかし、総務省の検討項目2でも示されておりますとおり、現行の事前認可制ではなく、事後報告制とするということも併せて御検討をお願いしたいと考えております。理由としましては、先ほどのスカパーJSATとも同じになりますが、まず衛星サービスの提供元である外国法人と当社の契約書に盛り込まれたIRU、いわゆる破棄し得ない使用権の要件の一つ、合理的な使用料金の設定というものがございまして、これにより本件の趣旨である利用者の利益の保護ができていていると考えているからです。

該当の役務提供を開始しようとする際には、外国法人との協定書にIRUが設定されていること及びその内容を事業政策課に事前に審査いただいた上で事業登録、あるいは変更登録をいただいております、事実上の事前認可制となっていると考えております。そもそもこのIRU自体が本件同様の趣旨である利用者の利益の保護を目的としたものであり、合理的な使用料金設定という条項がございまして、この条項のおかげで、当該外国法人が好き勝手に値上げするというような行為から保護されておまして、これにより利用者の

利益の保護にもつながっていると考えております。

特にこのIRU条項については、外国法人との相当の信頼関係やネゴシエーションを経なければ盛り込むことは極めて困難なものですので、日本で事業を開始したい事業者は基本的にこれをクリアして事業開始をしているという前提になっていると思います。そのため、この電気通信事業の登録時の規制が既にある上、さらに40条の認可というのは、二重規制もしくは過度な規制となっていると我々は考えておまして、この点を御協議いただいて、御検討いただきたいと考えております。

私のほうからは以上となります。ありがとうございました。

【相田座長】 ありがとうございました。

それでは続きまして、スターリンクジャパン合同会社様から御説明をお願いいたします。

【スターリンクジャパン】 スターリンクジャパンの内田でございます。それでは、資料85-11に沿って説明をさせていただきます。

2ページ目でございます。まず、私どもの提供しているサービスに関して、簡単に概要を説明させていただきます。私どもは、低軌道衛星を使った高速インターネットサービスを現在提供しております。こちらは世界の70か国以上で、約250万人以上のユーザー様によって利用いただいている状況でございます。日本国内におきましては、衛星アクセスサービス、それから衛星移動通信サービス、そして専用サービス、いわゆる衛星バックホールですが、この3つのタイプのサービスを現在提供しております。

次、3ページ目でございます。先ほど申し上げましたのは、ユーザーターミナルと言われる専用のアンテナをユーザー様に使っていただいて、衛星と通信をすることによってブロードバンドのインターネットアクセスを提供するという形態のものですが、現在、衛星通信システム委員会において、国内の技術基準、法制度を変更していくような活動が進んでいるのですが、将来的には、現在皆様お手持ちの携帯電話と衛星が直接通信する直接通信サービスというものを目指して活動しております。これが実現できた暁には、現在携帯電話サービスがカバーされていない様々なカバレッジホールのエリアにおいてサービスが可能になるということで、日本におきましては今年中のサービス開始を目指しているという状況でございます。

4ページでございますが、今回のヒアリングの趣旨で何点かコメントさせていただければと思っております。

まず、認可対象の件に関してですが、現在の電気通信役務の動向を踏まえると、認可対

象の見直しが必要であるという点に関しては理解ができると考えております。ただ、我々が提供している衛星アクセスサービス等というのは認可対象ではありませんので、今後もし対象になった際には、過度に手続が煩雑になったり、認可に時間がかかり過ぎるということがないように御配慮いただければと考えております。

それから2点目でございますが、そもそも40条が利用者保護のための認可であるということをお考えますと、利用者の利益に大きな影響を及ぼす事業の提供に関する提携を内容とする協定などに対象を限定するという事は合理的であろうと思っております。ただ、どこで線引きをするかという基準に関しては、しっかりと議論する必要があるのだと考えております。様々な電気通信役務のタイプによって、例えば携帯電話と衛星通信では、当然お客様の規模が結構違いますので、同じ一つの線引きを全てのところで適用できるのかという点は、少し慎重な議論が要るのではないかと考えています。

また、既に役務提供を開始しているサービスが、ある一定の規模に達した段階で認可対象となるというようなケースも当然考えられるわけですが、そのときに認可されないというような事態は当然避けるべきだと考えますので、この辺りに関しても御配慮いただきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。ありがとうございました。

【相田座長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの各社からの御説明に関しまして、御質問、御意見がございます構成員の方は、挙手いただければ私のほうで指名させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構でございます。いかがでございますでしょうか。

それでは、西村暢史先生、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。各社様とも御説明ありがとうございました。私からは、ソフトバンク、楽天モバイルの両社に共通の質問をさせていただきます。2つございます。

1点目は、今回の見直しについて、非常に慎重な姿勢を取っておられる印象を持っております。貴社のスタンスは、今回は議論にはなっておりませんが、既存の認可対象となっている複数の音声役務についても、影響を与え得るということになりますでしょうか。

2点目は、例えば利用者の利益への影響を必ずこの条文においては考えるわけですが、そうしたときに、具体的にどのような判断基準を用いるべきでしょうか。複数の

事業者様からは、契約者数などの規模という点が指摘されておりましたが、何かお考えがあればお教えいただければと思います。

以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、まずソフトバンク、いかがでしょうか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクでございます。1点目の御質問ですが、少し趣旨がうまく捉えられなかったのですが、複数の音声サービスとおっしゃっているのがどういう点か、もう少し教えていただけますとありがたいです。

【西村（暢）構成員】 言葉足らずで申し訳ございませんでした。いわゆる音声で言いますと、衛星を使った音声や携帯電話の国際ローミングでの音声、それから国際電話があると考えておりますところ、まずは、国際電話と考えていただいて結構かと思えます。

【ソフトバンク】 現行の認可対象については、精算料金の見直しは反映した上で、引き続き対象のままでもよろしいかと考えております。1点目については以上です。

2点目の、規模や必要最小限の基準をどう考えるかという点でございますが、こちらについては今、具体的な利用者の利益への影響という点が細かいレベルではまだ把握できていませんので、はっきりしたことは申し上げられないのですが、あまり事業の規模という点ではなくて、サービスによって影響は変わってくると思われまますので、このサービスは対象、このサービスは対象外みたいな形で考えられると良いのかなと、現在の時点では思っております。

以上となります。

【相田座長】 それでは、楽天モバイルはいかがでしょう。

【楽天モバイル】 楽天モバイルでございます。いただいた御質問1点目に関して、音声に関しては利用者の利益への影響はあるものと理解しております。現状も音声の認可に関して、いわゆる値上げがあった場合に関しては利用者への影響があることから認可が必要で、値上げがなければ利用者にとって有利なものであるため認可は必要ないということと認識しております。

2点目に関して、こちらは社内で突っ込んだ議論をしたことは正直ないのですが、考え方としましては、ソフトバンクさんと同じく、個別の利用者にとっての影響を考えると、単純に規模の大小ではなくて、実際の料金水準やほかの要素を勘案する必要があるのかなと考えてございます。

以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。西村先生、よろしいでしょうか。

【西村（暢）構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【相田座長】 ほかにいかがでございましょうか。

では、私からも質問させていただきますと、今の西村先生の御質問とも非常にかぶるのですが、携帯電話の国際ローミングについてはG S M Aの協定等があるので必要ないという御指摘があったかと思いますが、そうすると、原則はやはり認可が必要だけれども、携帯電話の国際ローミングに関しては、そういった協定等の実態を踏まえて免除するというような、原則と例外という考え方もできるかと思ったのですが、その原則をどちら側に設けるべきかというようなことについて何か御意見ございましたらお願いしたいと思います。

先ほどと重なってしまいますが、ソフトバンクさんいかがでしょうか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクでございます。しっかり議論できているわけではございませんので、ざっくりとしたコメントになってしまうかもしれませんが、現在、弊社で考えておりますのは、国際ローミングというよりは、例えばI o Tのような通信モジュール等で用いられるものは、スマートフォンの国際ローミングで利用されるケースとは利用者への影響が違うのではないかと考えております。確かに相田先生のおっしゃるとおり、国際ローミングではG S M Aにおけるひな形のようなものがある状況を考慮するという考えもあるかと思いますが、弊社としましては、I o T利用とスマートフォン利用のような、そういった違いもあるのではないかと考えてのコメントでございました。

【相田座長】 ありがとうございます。ほかに私からの発言につきましてコメントいただける事業者の方はおいでになりますでしょうか。

【N T T ドコモ】 ドコモの大橋でございます。

【相田座長】 お願いいたします。

【N T T ドコモ】 確かに携帯電話の国際ローミングにおいてはG S M Aの基本協定の仕組みがございますので、総務省の審査基準に記載されているような内容は、おおむねその協定に則って対応できていると考えております。そのため、原則と例外という整理ができるのであれば、携帯電話の国際ローミングについては音声も含めて例外という扱いも整理し得るのではないかと考えております。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。

○ 加入光ファイバ等の提供遅延に係るN T T東日本・西日本からの報告結果に関する論点整理

【相田座長】 それでは、次の議題に進めさせていただきます。議題の（3）は、加入光ファイバ等の提供遅延に係るN T T東日本・西日本からの報告結果に関する論点整理でございます。

本件は、本研究会第82回会合で事務局から説明があった内容を踏まえて、第83回会合で接続事業者等からヒアリングを行いました。本日は、それを踏まえた論点整理の内容を事務局より御説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局より資料85－3に基づき説明）

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明にしまして、御質問、御意見等ございます構成員の方は、また挙手いただければと思います。いかがでございましょうか。

それでは、佐藤先生、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。全体的な論点整理、方向については、これで結構だと思います。

スライドの7枚目、8枚目について、特に7枚目の中間部分ですが、情報開示の運用については約款に定めるということで、結構だと思います。遅延の大きなエリアについては、特にN T T東日本・西日本において要因分析をしていただいて、必要な対応を得ることが、これは当然必要なことだと思っています。やはり、ただ情報開示するだけではなくて、P D C Aのような形で、きちんと改善に向けて進んでいくような具体的なプロセスを示していただけると、より理解が深まって、予見性も高まってくると思っています。

もう一つは、遅延の課題の一つであるコロケーションに関して、電源設備や空調設備の問題についてですが、第一にはやはり遅延が改善されること、早期に提供されること、それと併せて、遅れがあるのであれば、適宜必要な情報を提供して予見性を高める、こういうことが大事だと思っています。

今回のN T T東日本・西日本の報告結果と、事務局の論点整理を見ると、中間回答の実

施というのを今度実現していきますということだと理解しています。これも結構なことですが、ここで書かれている内容からすると、まずは事前照会手続等の活用で改善を期待しますということなので、これで十分かどうか、まだ不明なところがあるので、今後その成果を注視すべきと考えます。また、期待された成果が仮に上がらないとすれば、システム化や設備増設基準自体を精緻化していく等、さらなる情報開示に向けた工夫をお願いする、踏み込んだ処置の検討をする、そういうことになるだろうと考えます。NTT東日本・西日本においては、こういう状況をきちんと認識いただいて、接続事業者との協議を通じて、期待される状況の改善の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、次のページのNTT東西間の運用の統一化について、例えば工事スケジュールのオーダー等において、私の記憶では、NTT西日本においてシステム化が進んでいないとか、オーダーの一元化が進んでいないというようなことがあったと思いますので、統一というよりは、多分西日本のほうが遅れていると理解していますので、少なくとも進んでいるほうに合わせて改善していただければと思います。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。ただいまの佐藤先生からの御意見、御発言について、事務局から何かございますか。

【竹内料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。御指摘ありがとうございます。おっしゃるように、今回論点整理させていただいた内容でございますが、しっかりPDCAを回して、改善に向けていくということが必要でございますので、それについては我々もしっかりとサポートし、フォローアップしていきたいと思っております。

コロケーションにつきましても、御指摘いただいているとおり、今回、中間回答や事前照会手続の話を書かせていただいたところでございますが、これでしっかり成果が出ているのかというところはしっかり見させていただきまして、踏み込み不足や、期待されている効果が出ていないといったことがあれば、今御指摘点いただいた点も含めて、今後の対応を検討していくということになると思っております。

また、統一化の関係も、今いただいた御指摘踏まえて、今後のフォローアップをしっかりとやっていきたいと思っております。

【相田座長】 ほかにいかがでございますでしょうか。

今回の件、大きな目で見ると改善の傾向にあるということで、メリハリのついたフォロ

ーアップという論点整理になってはいるわけですが、この論点整理の中でも情報の非対称性や予見可能性というような言葉が何度も出てきて、NTT東日本・西日本の社内と接続事業者の間に、こういった情報の非対称性や予見可能性の差がどれだけあるのかということについてはあまりはっきりしないように思います。8ページの最後のその他のところに書かれていますように、やはり最終的には利用者に対応するときに、接続事業者の営業担当が、何で遅れているのだと聞かれたときに的確な答えがすぐにできないということだと、なかなか商売がしにくいというようなこともあるかと思しますので、今、佐藤先生からも御指摘ありました事前照会や中間回答、そういうようなことをぜひ活用いただいて、しっかりとそういうエンドユーザーから見て、NTT東日本・西日本からサービスを買うときと、接続事業者からサービス買うときとで差はないのだという確信が持てるような体制に、ぜひ持って行っていただければと思います。

この件について何か事務局からございますか。

【竹内料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございます。御指摘の今回の情報の非対称性、予見可能性という論点については、重要な点と認識しており、今回キーワードとして使わせていただきました。こちらがしっかりと担保されていることによって、競争環境の確保や利用者保護等が図られる重要なポイントだと思っております。その状況につきましては、御指摘いただいたような趣旨も踏まえた上で、しっかりと今後フォローアップしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○ トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性（案）について

【相田座長】 それでは、次の議題（４）のトラヒック・ポンピングに関する検討の方向性（案）に進みたいと思います。

本件は、本研究会の第83回会合で、事務局より調査結果について説明があったところです。本日は、その際の構成員の意見に基づき、事務局にて本件の検討の方向性について論点を整理いただいたとのことですので、その内容について御説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局より資料85－4に基づき説明）

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明に關しまして御質問、御意見等がございましたら、また挙手いただければと思います。いかがでございましょうか。

それでは、西村暢史先生、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。おまとめいただきありがとうございます。私のほうからは1点質問と、もう1点、コメントをさせていただければと思います。

質問から先に申し上げますと、今回3ページ、4ページのところで、検討の方向性案というものをつくっていただきました。そして12ページ目の、それまでの「考え方」というのがありまして、その1ポツ、2ポツでは、着信に対してインセンティブを支払う契約自体が直ちに事業法1条違反ではない、それから、当該インセンティブを支払うことが直ちに業務改善命令の対象となるものではない。その後、3ポツ以降に「しかしながら」として問題点を指摘して、その問題点の範囲を説明、解説している構成になっているかと思いますが、今回の検討の方向性案について、この考え方の1ポツ、2ポツを維持したまま、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約に対して接続ルールに基づく問題点を明確化した、こういうような構成を取ったという理解でよろしいでしょうかというのが、まず質問になります。

そうであるとして、コメントを申し上げますと、やはり競争の観点から、料金設定権というものを持つ者の決定という枠組みを持っている以上、その枠組みを歪曲するような原因となる契約というのは確かに不当であると言えるかと思います。

また、4ページの一番最後の丸ですが、やはり他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約のあるなしを問わずに対応すべき事例というのも発生する可能性が十分ございますし、実質的、実効的なトラヒック・ポンピングへの対応という観点からも、疑いへの合理的説明というのを枠組みとしてつくっていただくのは、少し証明は難しいのかもしれませんが、やはり非常に重要な論点かと思って、これは理論的にも賛成できる場所と思った次第です。

長くなりまして恐縮です。以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。ただいまの西村先生の御発言に対しまして、事務局から何かございますでしょうか。

【柴田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。御質問のありました資料12ペ

ページの1、2との関係でございますが、資料3、4ページで記載している論点においても、着信インセンティブ契約が全て問題であるか、としているものではなく、料金設定権に反する、あるいは料金設定権を持っている事業者の同意を得ていないというところを捉まえて、そのような着信インセンティブ契約は料金設定に影響を与えるおそれがあるのではないかとしているものでございます。したがって、先生の御質問にありましたとおり、12ページのこれまでの考え方を踏まえた上で、着信インセンティブ契約というのはどういうときに問題を生じるのかということを検討し、12ページの考え方の3、4に該当するような場合も問題でありますし、今回の3ページに記載したような場合も問題であるのではないかといった明確化ができるのではないかと、という論点でございます。

また、4ページに対するコメントについては、もどのような場合においてこのような対応が取れるようにするのかということ、ぜひ御議論を深めていただいて、私どももそれに対応できるような制度整備等を考えていければと考えているものでございます。

以上でございます。

【相田座長】 西村先生、よろしいでしょうか。

【西村（暢）構成員】 よく分かりました。ありがとうございました。

【相田座長】 ほかにいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

本日この場での意見交換はここまでとさせていただき、もし追加で御意見等ございましたら、ぜひ事務局のほうまでお寄せいただければと思います。事務局からは、本日の議題について、追加でお聞きになりたい事項やコメントがございましたら、5月27日月曜日までにメール等で事務局までお寄せいただければと連絡いただいております。

それでは、次回の会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【竹内料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日は誠にありがとうございました。

次回会合の詳細につきましては、別途事務局より御案内差し上げるとともに、総務省ホームページに掲載いたします。

以上、よろしく申し上げます。

【相田座長】 これをもちまして第85回会合を終了したいと思います。本日もどうもありがとうございました。

以上